

◇職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

- 1 妊娠障害休暇の取得日数を改め、つわり休暇を廃止することにしました。
- 2 子の看護休暇の取得事由を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)